

総統選挙と台湾（2） — 蔣経国総統の選出から李登輝総統の選出まで —

松本充豊（京都女子大学教授）

はじめに

来年（2020年）1月11日、台湾（「中華民国」）では総統選挙と立法委員選挙のダブル選挙が行われる。投票日が2週間後に迫った現地では、各政党・各候補者が最後の力を振り絞って有権者に支持を訴えている。

総統選挙は1996年に直接公選制が導入され、現在のかたちとなった。それまでは総統、副総統ともに国民大会代表による間接選挙で選出され、選挙も国民大会の開催期間中に別々に行われていた。国民大会は、かつて立法院、監察院とともに国会に相当する「中央民意代表機構」のひとつに数えられていた機関である。現在、国民大会は廃止され、監察院も「準司法機関」となっている。台湾の議会が立法院による一院制議会とされるのは、そのためである。

ところで、第1回の総統選挙が行われたのは1948年4月、中国・南京においてであった。任期6年（当時）の総統が改選時期を迎えたのは、中国国民党（以下、国民党）の台湾撤退、中華民国政府の台北移転後のことである。第2回総統選挙は1954年3月、「中央政府所在地」である台湾・台北で行われた。以後、1990年3月の第8回選挙まで、総統選挙は台湾で定期的実施されてきた。台湾で行われていたという意味で、これら7回の選挙は「台湾での総統選挙」だったといえるだろう。

しかしながら、台湾住民が自分たちのリーダーを選ぶ、「台湾の総統選挙」といえるものだったかといえば、その評価はなかなか難しい。住民による直接選挙ではなく、国民大会代表による間接選

挙だったから、というわけではない。有権者である国民大会代表の大多数が台湾で非改選のままだったからである。

第1期国民大会代表選挙は1947年11月、中国大陸と台湾の各地で行われた。そこで選出された第1期国民大会代表も中華民国政府の台北移転後に改選時期を迎えたが、中国大陸での選挙の実施は困難との理由から改選が見送られた。第2期国民大会代表が選出されるまで、第1期国民大会代表が総統・副総統の選挙を含めて、その職権を行使し続けることとなった。国民大会の全面改選が行われず、台湾住民の民意を代表しない多数の代表たちがリーダーを選んできたという基本的な性格は、第8回総統選挙まで変わらなかった。

とはいえ、1990年代初頭以降、台湾で民主化が本格化するまで、総統選挙の性格が全く変わらなかったというわけでもない。1969年12月、「自由地区」（中華民国政府が実効支配する台湾省および福建省沿岸の金門島・馬祖島）での人口増および欠員による定員不足を補うため、「動員戡乱時期自由地区中央公職人員増選補選」（以下、欠員補充選挙）が実施された。1972年12月には「動員戡乱時期自由地区増加中央民意代表名額選挙」（以下、増加定員選挙）が行われた。この増加定員選挙は、自由地区と海外華僑について中央民意代表の定員を大幅に増やし、自由地区では普通選挙、海外華僑については総統の選抜により定期改選を行うというものだった。

こうして、台湾で国民大会代表の選挙が行われるようになり、さらに一部改選枠が導入され、改選議席数も少しずつ増えていった。「台湾での総統選挙」が、わずかながら変化を見せ始め、ほん

の少しずつではあったが「台湾の総統選挙」へと向かっていったのである。1972年12月の増加定員選挙で当選した国民大会代表が投票に参加したのが、1978年3月の第6回総統選挙だった。この選挙は、事実上終身総統となっていた蒋介石が総統候補ではなくなった最初の選挙でもあった。

本稿では、特に1978年3月に行われた第6回から、1990年3月の第8回までの3回の総統選挙を取り上げて、その歴史的背景と経緯について振り返ってみたい。まずは、国民大会と「動員戡乱時期臨時條款」をめぐる動きを考察する。総統選挙を定期的に行うには国民大会の定期開催が絶対条件であり、国民大会代表はその有権者だった。欠員補充選挙さらには増加定員選挙を実現させる法的根拠となったのが動員戡乱時期臨時條款だった。そして、欠員補充選挙と増加定員選挙の実施までの経緯を概観し、最後に3回の総統選挙の経過と結果について紹介する¹。

1. 第1期国民大会代表と「法統」

(1) 「憲政」の実施と「法統」

1946年12月25日、「中華民國憲法」(以下、憲法)が制定された。この憲法は民主的な内容をもった近代憲法で、1947年1月1日に公布され、同年12月25日に施行された。国民党は、中国共産党(以下、共産党)との内戦が続くなかで、共産党の反対を押し切るかたちで憲法制定のための国民大会を強行開催し、憲法を成立させた。このとき国民党が協力を得られたのは、弱小政党だった中国民主社会党(以下、民社党)と中国青年党(以下、青年党)からだけだった。国民党は、辛亥革命以来の最大の政治公約だった「憲政」²を実現させることで、中国での国家建設の主役として

の政治的権威と正統性を確保しようとしたのである³。

国共内戦の戦火が激しくなるなかで、憲法の規定に基づいて中華民国政府の編成作業が進められた。1947年11月には第1期国民大会代表選挙と第1期立法委員選挙が、翌12月には第1期監察委員選挙が行われた。いずれも共産党の支配地域を除いて、中国大陆と台湾の各地で投票が行われた。共産党の支配地域での選挙の実施は不可能であり、国民大会では定数3,045人のうち議席が確定したのは2,953人だった。第1期中央民意代表のうち、国民大会代表27人、立法委員8人、監察委員5人が台湾で選出された⁴。

第1期国民大会代表が選出されたことで、第1期国民大会が1948年3月29日から首都・南京で開催された。4月19日の総統選挙大会において第1回総統選挙が行われ、初代総統に蒋介石が選出された。なお、これに先立ち、国民大会は蒋介石の立候補を促すため、憲法の規定に束縛されない非常大権を総統に与える動員戡乱時期臨時條款を成立させた(後述)

こうして、国民主権を定めた憲法が制定され、その規定に則って中央民意代表機構や総統・副総統の選出が行われ、政府が編成された。国民党はとにかく一連のスケジュールを完成させ、悲願だった「憲政」を実現した。そして、憲法の規定に基づいて組織され、(中国大陆と台湾を併せた)全中国の国民が委任した国民の代表によって構成された政府であるという合法性が、全中国を代表する政府としての中華民国政府の正統性を支えて

1 本稿は拙稿「総統選挙と台湾(1)―蒋介石総統選出の事例を中心に―」(本誌2019年7月号)の続編にあたり、内容に多少の重複があることをお断りしておく。

2 「憲政」とは孫文の「三序」構想(「軍政→訓政→憲政」)の最終段階で、憲法の制定、それに則った民主的手続きによる政府の組織と立憲政治の実施を意味する。

3 横山宏章『中華民国史―専制と民主の相克』三一書房、1996年、186～196頁。

4 中央選挙委員会編印『中華民國選舉統計提要(35年-76年)』台北、中央選挙委員会、1988年、9～17頁。

いた。これは「法統」と呼ばれている。

ところが、その直後に起こったのが中国の分断国家化だった。共産党との内戦に敗れた国民党は、1949年12月に台湾に撤退し、中華民国中央政府を台北に移転させた。1950年6月の朝鮮戦争の勃発にともない、欧州で始まった東西冷戦が東アジアにも波及すると、米国は台湾海峡に即座に介入した。国共内戦に端を発した中国の分断状況は、東西冷戦により固定化されてしまった。中華民国は、中国大陸で共産党が建国した「中華人民共和国」とともに中国の分断国家の一方となり、中華民国政府の実効支配地域は台湾とその周辺島嶼のみとなった。

(2) 非改選となった第1期国民大会代表

中華民国政府の台湾移転後、第1期中央民意代表はその改選時期を迎えた。国民大会については、憲法に「国民大会代表は、6年ごとに改選する」(第28条第1項)、「毎期の国民大会代表の任期は、次期国民大会開会の日までとする」(同第2項)と規定されている。第1期国民大会代表は1947年11月に選出されていたことから、1953年に第2期国民大会代表選挙を行う必要があった。

ところが、当時の情勢下では全中国で選挙を実施することは不可能だった。中華民国政府が自国の領土と見なす中国大陸には、すでに中華人民共和国が建国されていた。この問題を協議した行政院は1953年9月、「大陸全体が共産党に占拠され、有権者が選挙権を行使できない」という実情に鑑み、「第2期国民大会代表選挙は実施できない」との判断を下した。現在、中国大陸の有権者が選挙権を行使できないため、選挙を実施して第2期国民大会代表を選出することはできず、当然第2期国民大会を召集することもできない、というのがその理由だった。

そこで行政院がとったのが、上記の憲法第28条第2項すなわち「毎期の国民大会代表の任期は、

次期国民大会開会の日までとする」との規定を持ち出すという苦肉の策だった。「第2期国民大会代表を法に基づいて選挙し、召集するまでは、憲法第28条第2項の規定を適用して第1期国民大会代表が引き続き職務を果たすこととし、将来情勢が好転すれば改選を行う」との方針が決まり、総統の蒋介石もそれを決裁した⁵。

このように第1期国民大会代表の改選を行わないとする決定の正当化が図られたが、そうした決定がなされた最大の理由は、第1期国民大会代表が「法統」を体現する存在だったからである。もし、台湾を中心とした中華民国の実効支配地域の有権者だけで第1期中央民意代表の改選を行えば、中華民国政府の合法性を支える実態的な根拠が消えてしまい、全中国を代表するという正統性が根幹から揺らいでしまう。事実上非改選となった第1期中央民意代表もまた、そのことをよく理解していた。彼らはこの後、中国大陸の選挙区で選出された自らの存在を、中華民国の正統性と重ねて主張する「やっかいな存在」となっていったのである⁶。

ちなみに、第1期立法委員と第1期監察委員の任期については、行政院の要請を受けた司法院大法官會議が1954年1月、立法・監察両権の職権行使の停滞を避けるべきとの理由から、「第2期委員が法に基づいて選出され、集会・召集されるまでは、第1期立法委員、監察委員が引き続き職権を行使しなければならない」との解釈(解字第31号)を示している⁷。第1期国民大会代表の任期問題では、上述のとおり行政院は大法官會議に解

5 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會實錄(第二編)』台北、國民大會秘書處、1961年、1頁。

6 松田康博「米中接近と台湾—情報統制と政治改革」増田弘編著『ニクソン訪中と冷戦構造の変容—米中接近の衝撃と周辺諸国』慶應義塾大学出版会、2006年、76頁。

7 大法官解釋「釋字第31號解釋(中華民國43年01月29日)」司法院大法官、1954年(<http://cons.judicial.gov.tw/jcc/zh-tw/jep03/show?expno=31>)。

積を要請していない。憲法の規定の運用で対応できるとの判断があったからかもしれない。

しかし、第1期国民大会の会議記録である『第一屆國民大會實錄（第二編）』には、第1期国民大会代表の改選を行わないとの決定により、「国民大会代表の任期延長との誤解が生じた」と記載されている。そうした誤解をかき消すため、当時司法院長を務めていた王寵惠は1953年10月5日、わざわざ「憲法の規定によると、第1期代表の任期は、第2期代表が選出され召集される日をもって終了となるのであり、いわゆる任期の延長ではない」との談話を発表している⁸。行政院が第1期立法委員と第1期監察委員の任期について大法官会議の解釈を求めた背景のひとつには、こうした誤解の再発を避ける狙いがあったものと推測される。

（3）職権行使を可能にする措置

第1期国民大会代表の改選問題は、その改選を行わず、事実上の非改選とすることで一応の決着が見ついた。ところが、中華民国政府の台湾移転後、1947年に選出された第1期国民大会代表の全員が国民大会に出席できる状況にあったわけではなかった。また、改選の延期にともない、代表の死去などの理由による欠員の問題が生じていた。

国民大会の議事手続きを定めた「国民大会組織法」（1948年4月修正公布）の規定では、国民大会の定足数（議事定足数）は定数（3,045人）の過半数であり、表決数（議決定足数）は出席代表の過半数となっていた（第8条）⁹。そもそも、定数3,045人のうち議席が確定した第1期国民大会代表は2,953人で、このうち1948年3月に南京で開催された国民大会に出席できたのは2,841人

だった。その後、1954年2月に台北で開かれた第1期国民大会第2回会議に出席したのは1,578人にまで減少し、その後も欠員の数は増大した。このままでは国民大会の職権行使どころか、その開会まで危ぶまれる状況だった。

そこで、まずは1953年12月に国民大会組織法第8条が改正され、定足数が国民大会代表の定数の過半数から3分の1に引き下げられた¹⁰。さらに、定数の解釈そのものも改められた。行政院と国民大会からの要請を受けて、司法院大法官会議は1960年2月、「中央政府所在地で召集して会議に集まることができる国民大会代表の人数を、国民大会代表の総数とすべきである」との解釈（第85号解釈）を行った¹¹。この解釈を受けて、内政部が確認した現存する第1期国民大会代表の人数を基準として、国民大会代表総数（定数）が計算されることになった。

要するに、第1期国民大会代表の激減という現実に直面して、国民大会を開催するための要件が大幅に緩和されたのである。総統選挙の定期的な実施をとおして、全中国のリーダーとしての総統の合法的正統性を再生産するためにも、国民大会を確実に開催できるようにしておくことが不可欠だった。

2. 「動員戡乱時期臨時條款」とその修正

（1）動員戡乱時期臨時條款の制定

1948年3月に開かれた第1期国民大会で、総統選挙に先立って制定されたのが動員戡乱時期臨時條款（以下、臨時條款）である¹²。総統による戒

8 前掲『第一屆國民大會實錄（第二編）』、2頁。

9 「國民大會組織法（中華民國37年03月30日）」立法院法律系統（<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?007A6716174E0000000000000000A000000002FFFFFD^04201037033000^00010002001>）。

10 「國民大會組織法（中華民國42年12月29日）」立法院法律系統（<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?007A6716174E0000000000000000A000000002FFFFFA00^04201042122900^00010002001>）。

11 大法官解釋「釋字第85號解釋（中華民國49年02月12日）」司法院大法官、1960年（<http://cons.judicial.gov.tw/jcc/zh-tw/jep03/show?expno=85>）。

厳令の公布には立法院の決議または追認が必要とされ（憲法第39条）、その他の緊急処分にも必ず立法院の追認が必要で、立法院が同意しなければ直ちに効力を失うものとされていた（憲法第43条）。臨時條款によって総統はこれらの拘束から自由になり、その権限が強化された。

共産党の反乱を平定するため、憲法の規定に束縛されない非常大権を総統に与えるというのが、臨時條款の大義名分だった。しかし、真の狙いは蒋介石に総統選挙への立候補を促すことにあったとされる。蒋介石が立候補に躊躇したのは、憲法では国家の行政の実権が行政院にあり、蒋介石が総統の権限に魅力を感じなかったためだといわれている。国民大会が臨時條款を成立させたことに納得し、蒋介石は総統選挙への出馬を受け入れた¹³。

ここでは、臨時條款の2つの特徴を確認しておきたい。第1に、憲法第174条第1項すなわち「国民大会代表総数5分の1の発議により、3分の2の出席及び出席代表の4分の3の議決によって改正することができる」という憲法改正手続きに基づいて制定され、憲法と同等の効力を持つものと位置づけられたことである。第2に、2年間という時限的なものとして制定されたことである。動員戡亂時期のみの適用に限られ、共産党の反乱を平定した後は条文の効力は消滅すると説明されていた¹⁴。

そのため、臨時條款には「総統は1950年12月25日までに第1期国民大会の臨時会を召集して憲法改正について議論しなければならない。それ

までに動員戡亂時期の終結が宣言されていない場合には、同臨時会において動員戡亂時期臨時條款の延長ないし廃止を決定しなければならない」（第4条）との規定が盛り込まれた¹⁵。

（2）国民大会臨時会の延期

ところが、この規定どおりに、国民大会の臨時会が召集されることはなかった。内政部の報告によれば、1950年8月10日現在、台湾にいた第1期国民大会代表だけでは1,090人にすぎなかった。当時、国民大会組織法が定める国民大会の定足数（議事定足数）が、定数（3,045人）の過半数だったことは上述のとおりである。

行政院は1950年8月23日、国民大会の開会の要件を満たすのは困難との理由から、臨時会は召集できないと判断し、総統の蒋介石に決裁を求めた。事前に各党に行った意見聴取の結果も踏まえて、蒋介石は五院の院長を集めてこの問題を協議した。関係各方面が国民大会は召集できないとの認識で一致したことから、蒋介石は8月24日、国民大会臨時会の開催を延期することを決定した¹⁶。

かくして、1950年12月25日というタイムリミットを待たずして、国民大会臨時会の開催は延期されることが決まった。しかも、その日を過ぎても、動員戡亂時期の終結が宣言できる状況にはなかった。「臨時條款の延長ないし廃止を決定」という課題が残されたのである。

（3）臨時條款の有効決議

臨時條款の延長もしくは廃止については、1954年2月に開催された第1期国民大会第2回会議で議論されることになった。

12 「動員戡亂時期臨時條款（中華民國37年04月18日）」立法院法律系統（<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?00263BB74D8400000000000000000000A000000002000000^04102037041800^0006C001001>）。

13 横山、前掲書、210～212頁。

14 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會實錄（第一編）』台北、國民大會秘書處、1961年、219～221頁。

15 前掲「動員戡亂時期臨時條款（中華民國37年04月18日）」。

16 前掲『第一屆國民大會實錄（第二編）』、199～200頁。

臨時條款第4条は、国民大会の「臨時会において」臨時條款の延長もしくは廃止を決定するよう定めていた。そのため、6年ごとに開かれる国民大会の「常会」が「臨時会」の職権を行使できるのか否かが問題となったが、このときは前年(1953年)12月に示された、「臨時会が行使する職権は国民大会の職権の一部であり、国民大会の常会はこれを行行使することができる」とする司法院大法官會議の解釈(第29号解釈)¹⁷に依拠して議論が行われた。

第1期国民大会第2回會議では、陳其業ら87人の代表から「臨時條款を引き続き適用するべきである」との決議を求める臨時動議が提出された。陳其業は動議提出の理由を次のように説明している。憲法174条第1項に定められた憲法改正手続きに照らして、臨時條款の廃止もしくは修正を決議できるが、台湾にいる国民大会代表だけで、憲法改正手続きにある「定数の3分の2の出席」という要件を満たすのは無理である。したがって、臨時條款を廃止することも、改正することもできない。憲法の定める手続きに基づいて正式に廃止されるまでは、臨時條款を引き続き適用すべきである。

臨時動議は拍手でもって承認され、「動員戡亂時期臨時條款は正式に廃止されるまで引き続き有効である」との決議がなされた¹⁸。

(4) 臨時條款の修正

こうして、臨時條項は引き続き有効とされた。その後、1960年2月の司法院大法官會議の解釈(第85号解釈)を踏まえて、国民大会代表の定数は現存する第1期国民大会代表の人数をもとに算出されることになった。国民大会の開催要件が緩和されたことで、憲法改正の手続きに基づいて臨

時條款の修正を行うハードルも低くなった。

1960年3月に開催された第1期国民大会代表第3回會議では、早速臨時條款の修正が行われ「臨時條款の修正あるいは廃止は、国民大会が決定する」との文言が盛り込まれた¹⁹。一方、憲法の改正については、1966年2月の国民大会臨時会で「大陸を光復するまでは、しばし憲法改正は行わない」との決議がなされた²⁰。以後、臨時條項は憲法と同等の効力を持つものとして存在し続ける一方、憲法の条文そのものに触れることなく、憲法の内容を変更する手段として、臨時條款の修正・増訂が繰り返されることになった。具体的には、既存の条文の修正や新たな条文の追加が行われた。

その結果、例えば1960年3月の修正では、總統の任期は6年、重任は1回のみと定めた憲法第47条の規定が凍結され、また總統が動員戡亂時期の終了を宣言するにあたり、それを總統に要請できるとした立法院の権限が削除された²¹。1966年3月の修正では、總統に「動員戡亂機構」を設置する権限が与えられた²²。こうして、臨時條項の修正をとおして總統の権限が拡大されたわけだが、それはまた中央民意代表の欠員補充選挙や増加定員選挙の実施にもつながっていった。

3. 欠員補充選挙、増加定員選挙の実施

(1) 欠員補充選挙

中華民國政府の台北移転後、台湾で初めて行われた中央民意代表を選ぶ選挙が1969年12月の欠員補充選挙だった。1972年12月に増加定員選挙

17 大法官解釋「釋字第29號解釋(中華民國42年12月29日)」司法院大法官,1953年(<http://cons.judicial.gov.tw/jcc/zh-tw/jep03/show?expno=29>)。

18 前掲『第一屆國民大會實錄(第二編)』,201~205頁。

19 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會實錄(第三編)』台北、國民大會秘書處,1961年,279~290頁。

20 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會實錄(第四編)』台北、國民大會秘書處,1966年,237~239頁。

21 前掲『第一屆國民大會實錄(第三編)』,279~290頁。

22 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會實錄(第五編)』台北、國民大會秘書處,1966年,335~345頁。

がスタートすると、国民大会代表と監察委員は6年ごとに、立法委員は3年ごとに一部改選が行われるようになった。中央民意代表の選出ルールの大枠は、憲法で規定されている。そのため、新たなかたちで選挙を実施するとなると、憲法の改正を行わない以上、臨時条款の修正で対応する必要があった。

1966年2月の第1期国民大会第4回会議で、張知本ら852人の代表が自由地区における「増選」あるいは「補選」、つまり人口増加あるいは欠員による定員不足を補うための選挙の実施を可能にする規定を盛り込んだ臨時条款の修正案を提出した。この頃には第1期国民大会代表の老化も目立ち始め、欠員も増加していた。提案理由では「人材の新陳代謝は避けられない事実である」が「新たな血を補う機会がない」として、若い世代の優秀な人材を選抜し、政治の新たな機会を切り拓く必要性が指摘された。張知本は、その趣旨説明のなかで「住民が選挙権や被選挙権のないことに不満を感じるようになってきている」とも述べている。

しかし、ここで想定されていたのは、あくまでも「増選」と「補選」であり、中央民意代表の「改選」ではなかった。提案人のひとりである張其昀は「我々国民大会の同仁を含めて一般人は、今回の臨時条款の修正以後、民意機関は改選される可能性があると思っ込んでいるが、我々はこれを絶対に否定しなければいけない」、「改選の文字がないことは明らかだ」と強調している。会議記録にはこの張其昀の発言に、会場から大きな拍手が沸き起こったことが記録されている²³。

こうして、第1期国民大会第4回会議で臨時条款は修正され、欠員補充選挙を実施するための弁法を制定・公布する権限を総統に与える条文が増訂された。欠員補充選挙は3年後の1969年12月

に実施され、国民大会代表15人、立法委員11人、監察委員2人が選出された。なお、第1期中央民意代表の欠員補充にすぎなかったことから、今回選出された代表・委員は1947年に選出された代表・委員と同様に非改選とされた²⁴。

(2) 増加定員選挙

欠員補充選挙が実施された3年後、1972年12月に定員増加選挙が実施された。増加定員選挙では、「自由地区」と海外華僑について中央民意代表の定員を大幅に増やし、自由地区では普通選挙、海外華僑については総統の選抜により定期改選が行われた。

松田康博は、ニクソン・ショックがこの時期の台湾の政治改革を加速させた指摘する。1971年7月、米国のニクソン大統領が訪中を公表、それが翌年2月に実現したことは、東アジアの冷戦構造に大きな変動をもたらした。台湾にあった中華民国政府は、1971年10月には国連における中国代表権を失い、日本をはじめとする主要国が中華人民共和国を承認したことで、国際社会において孤立を深めていった。

中華民国政府は米中接近により深刻な正統性の危機に直面した。同じ頃、国民党政権は権力継承の段階にあった。蔣介石の後継者と目されていた蔣経国は、自らが政権を掌握し維持していくには、政治改革の推進をとおして政権の正統性を高める必要があった。その柱のひとつが増加定員選挙の実施だった。その準備が加速したのは、国連脱退を受けて行われた第10期臨時中央委員会全体会議の後のことだった。しかし、中央民意代表に改選を導入するとなると、中華民国政府の「法統」や非改選の第1期中央民意代表の利益を大きく損なうことにもなりかねず、微妙なかじ取りが求められた。

23 前掲『第一屆國民大會實錄（第五編）』、305～307頁、321～322頁、および338頁。

24 若林、前掲書、182頁。

事実、第1期国民大会代表は、彼らの引退を意味する全面改選を避けようと、中央民意代表の改選を「『法統』を破壊する悪辣なやり方である」と反発した。一方、中央民意代表が改選された場合、中央政界への進出が期待できる台北・高雄市議会議員や台湾省議員は、その多くが「中央民意代表は引退してバトンを渡すべきである」と考えていたという。特に台北市議会の国民党所属の若手議員の多くが「中央民意代表機構に新しい血を入れるべきである」との意見を表明していた。こうした状況を踏まえて、国民党中央は1971年12月、民衆の政府に対する切実な希望と提案の一部として「早く計画を立て、憲政体制の強化という原則の下で、できるだけ早く中央民意代表の増加定員選挙をやらなければならない」とした報告書をまとめた²⁵。

そして、1972年3月4日、国民党第10期中央常務委員会第253回会議で「中央民意代表機関の充実」を定めた臨時條款の修正案が提出され、通過した。蔣介石も3月6日、それを決裁した。こうして、定員増加選挙を実施する方針が固められ、臨時條款の修正案が第1期国民大会第5回会議に提出された²⁶。

第1期国民大会第5回会議では、提案人を代表して谷正綱が趣旨説明を繰り返したが、その都度「第1期国民大会代表は、大陸が光復され、その選挙区で改選が行われる日まで、引き続き職権を行使する」と強調している。「皆さんもこの点を理解すれば、中央が大陸選出の第1期中央民意代表を排除しようとしているとの噂に対する疑念は完全に晴れるだろう」、「我々は中華民國の民主憲政の法統を継続し、絶やさない」という彼の言葉からは、第1期国民大会代表が全面改選に強く抵抗していたことがうかがえる²⁷。

提案された臨時條款の修正案に署名した代表は、当初の879人から1,039人にまで増加したが、最後まで細かな文言をめぐって意見が割れた。最終的には、提案人の谷正綱がその文言の削除を表明したことで、また同じく提案人だった張其昀の「(提案は)政権党の最高当局の決裁を経ている」との発言もあり、臨時條款の修正案は3月17日に可決された²⁸。

これを踏まえて、1972年12月には初めての増加分員選挙が実施され、中央民意代表の台湾での定員を増加させて定期的に改選する改革が実現した。

(3) 台湾選出の国民大会代表

1972年12月に増加分員選挙が始まると、国民大会代表選挙は1972年12月、1980年12月および1986年12月の合計3回行われ、6年おきに2回の改選が実施された。1972年は53人、1980年は76人、そして1986年は84人の国民大会代表が選出された²⁹。それらと前後して、第1期国民大会は計4回召集されている。1972年3月の第5回会議、1978年3月の第6回会議、1984年第8回会議、そして1990年3月の第9回会議である。それぞれの会議で総統選挙が行われている。

増加分員選挙で選ばれた国民大会代表が有権者として加わるようになったのは、1978年の第6回会議で行われた第6回総統選挙からである。それ以後の2回の総統選挙(1984年の第7回、1990年の第8回)では、その都度改選を経て新たに選出された代表が投票に加わり、その数も次第に増加していった。

表1は、第5回総統選挙から第8回総統選挙当

27 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會實錄(第六編)』台北、國民大會秘書處、1972年、287~295頁。

28 同上書、306頁。

29 前掲『中華民國選舉統計提要(35年-76年)』、44頁、85頁および125頁。

25 以上、松田、前掲論文、76頁。

26 同上論文。

表1 第1期国民大会代表の内訳

総統選挙 (実施年)	国民大会代表			
	代表総数	非改選代表	改選代表	改選代表が 占める割合
第5回(1972年)	1374	1374	0	0%
第6回(1978年)	1248	1011	53	3.4%
第7回(1984年)	1064	988	76	7.1%
第8回(1990年)	752	668	84	11.2%

(出所) 国民大会秘書處編印『第一屆國民大會實錄(第六編)』台北、國民大會秘書處、1972年、53頁、同『第一屆國民大會第六次會議實錄』台北、國民大會秘書處、1979年、18頁、同『第一屆國民大會第七次會議實錄』台北、國民大會秘書處、1985年、12頁、國民大會秘書處編『第一屆國民大會第八次會議實錄』台北、國民大會秘書處、1991年、10頁、および中央選舉委員會編印『中華民國選舉統計提要(35年-76年)』台北、中央選舉委員會、1988年、44頁、85頁および125頁をもとに筆者作成。

時の、第1期国民大会代表の内訳(非改選代表・改選代表)とその人数を示したものである。改選代表とは、1972年から自由地区で始まった増加定員選挙で選出され、6年おきに改選が行われた代表のことである。彼らは「台湾選出の国民大会代表」といえる存在である。台湾住民の民意を代表している存在という点では、1969年の欠員補充選挙で選ばれた国民大会代表(15名)も同様だが、彼らは非改選とされたことから、ここでは1947年の選挙において台湾省で選出された代表と同じく「非改選代表」として扱っている。表1では、第1期国民大会代表全体に占める改選代表の割合も示した。

表1から明らかなことは、総統選挙の有権者では、非改選代表が圧倒的多数を占めており、台湾選出代表の割合はわずかだったことである。しかし、増加定員選挙における改選枠が段階的に拡大され、それを上回るスピードで非改選代表が減少したことから、李登輝が総統に選出された第8回総統選挙では、改選代表の数は有権者の1割強に達していた。「台湾での総統選挙」が、ほんの少しずつではあったが「台湾の総統選挙」へと向かっていった様子が見て取れる。

4. 第6回～第8回総統・副総統選挙

(1) 第6回総統・副総統選挙

以下では、「台湾選出の国民大会代表」が投票に参加した3回の総統・副総統選挙の経過と結果について紹介していく。

第1期国民大会第6回会議は1978年2月19日から3月25日まで開催された。憲法には国民大会は総統が召集すると定められているが(第29条)、今回の第6回会議は嚴家淦総統によって召集された。1975年4月の蔣介石総統の死去にともない、「総統欠位のときは、副総統が総統の任期満了までその任を継ぐ」という憲法の規定(第49条)に則り、副総統だった嚴家淦が総統職を引き継いだ。その任期満了が1978年5月20日に迫っていたのである。

今回の総統選挙では、すでに国民党主席に就任していた蔣経国を総統に選出することが既定路線だった。嚴家淦は1977年12月14日、蔣経国主席を総統候補に推挙することを提言した書簡を国民党中央常務委員会に送った。1978年1月7日に開かれた中央常務委員会第1回臨時会議は嚴家淦の提言に同意し、蔣経国主席を第6代総統の公認候補とするよう第11期中央委員会第2次全体会議に提案することを全会一致で決議した。そし

て、同年2月15日に開催された第11期中央委員会第2次全体会議において、蔣経国を第6代総統の公認候補に、また蔣経国が指名した謝東閔を副総統候補に決定した。

国民党の決定を受けて、民社党と青年党は「現在の国家情勢に最も適った人選」との認識を示し、両党とも公認候補は擁立せず、団結して支持すると表明した。そして、蔣経国、謝東閔とも、総統・副総統選挙の選挙法である「総統副総統選挙罷免法」が定める、100名以上の国民大会代表の推薦署名という立候補の要件（第4条第1項第1号）³⁰を満たしたことから、それぞれ唯一の候補として正式に立候補することが決まった。

3月21日に行われた総統選挙では、投票総数1,204票、有効投票数1,184票のうち、蔣経国は1,184票を獲得した（得票率98.33%）。選挙法では、候補者が1名の場合、第1回投票で国民大会代表総数（定数）の過半数の票を獲得することが当選要件とされていた（第4条第4項）³¹。第1期国民大会第6回会議の代表総数は1,248人、過半数は625人となり、蔣経国は当選要件を満たしたことから、第6代総統に当選した。

その翌日（22日）に行われた副総統選挙では、投票総数1,189票、有効投票数941票のうち、謝東閔は941票を獲得（得票率79.14%）した。こちらも当選要件を満たして第6代副総統に当選した³²。

（2）第7回総統・副総統選挙

第1期国民大会第7回会議は1984年2月20日

から3月25日まで開催された。3月21日の第1回選挙大会で総統選挙が、22日の第2回選挙大会で副総統選挙が行われた。

第7回総統・副総統選挙を前に、国民党は1984年2月15日に第12期中央委員会第2回全体会議の第3回会議で、党主席の蔣経国を総統の公認候補とすることを決定した。同日開かれた第4回会議で蔣経国が李登輝を副総統候補に指名、中央委員の挙手により満場一致で承認され、李登輝が副総統の公認候補に決まった。民社党と青年党は前回同様、公認候補を擁立しなかった。そして、蔣経国は1,010人の国民大会代表から推薦署名を集め、李登輝も905人の代表の推薦署名を得たことで、両者とも選挙法が規定する立候補要件を満たした。

総統選挙において、投票総数1,020票、有効投票数1,012票のうち、蔣経国は1,012票を獲得した（得票率99.02%）。第1期国民大会第7回会議の代表総数は1,064人、過半数は533人となり、蔣経国は当選要件を満たしたことから、第7代総統に当選した。

副総統選挙では、投票総数999票、有効投票数873票のうち、李登輝は873票を獲得（得票率87.39%）した。こちらも当選要件を満たし、第7代副総統に当選した³³。この李登輝副総統の誕生が約4年後、台湾人初の中華民国総統の誕生へとつながることになった。

（3）第8回総統・副総統選挙

第1期国民大会第8回会議は1990年2月19日から3月30日まで開催された。第8回総統選挙は3月21日に行われた第1回選挙大会で行われた。

今回の国民大会は、1988年1月、蔣経国総統の

30 「總統副總統選舉罷免法（中華民國43年03月12日）」立法院法律系統（<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^9806C04C0306C11806C00CE506811926CC0C3386819826CC0D03>）。

31 同上資料。

32 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會第六次會議實錄』台北、國民大會秘書處、1979年、553～563頁。

33 國民大會秘書處編印『第一屆國民大會第七次會議實錄』台北、國民大會秘書處、1985年、725～735頁。

突然の死去にともない、総統職を引き継いでいた李登輝によって召集された。そして、李登輝にとっては、総統候補として第1回選挙大会に臨んだ最初で、最後の国民大会となった。

今回の総統・副総統選挙をめぐるのは、国民党内で政争（「2月政争」）が発生し、後に「主流派」（李登輝擁護派）、「反主流派」（反李登輝派）と呼ばれる2つのグループの対立が表面化するきっかけとなった。国民党内では李登輝を総統の公認候補とすることに大きな反対はなかった。焦点となったのは副総統候補の指名だった。

反李登輝派は当時行政院長を務めていた李煥の指名に期待を寄せたが、李登輝は総統府秘書長だった李元簇を指名する方針を表明した。これに反発した反李登輝派は、党の公認候補決定のため1990年2月11日に開催予定だった第13期臨時中央委員会全体会議で、李登輝のライバルだった林洋港を総統候補に擁立することを画策、それを事前に察知した李登輝たちとの間で政争が発生した。

第13期臨時中央委員会全体会議では、李登輝が多数派の支持の確保に成功したことで、反李登輝派が提案した投票採決方式が否決され、李登輝擁護派が主張した起立採決方式により、李登輝が総統、李元簇が副総統の公認候補に選出された。その後も非改選の国民大会代表が、林洋港を総統候補、蔣経国の弟である蔣緯国を副総統候補に推薦する署名活動を始めたが、李登輝の要請を受けた謝東閔ら8名の長老の調停により、林洋港と蔣緯国が公式に国民大会代表の推薦を断ることで事態は決着した³⁴。李登輝は636人の国民大会の推薦署名を集め、李元簇も594人の代表の署名を獲得し、ともに選挙法が定める立候補要件をクリアして唯一の候補者となった。

3月21日に行われた総統選挙では、投票総数668票、有効投票数641票のうち、李登輝は641票を獲得した（得票率95.96%）。第1期国民大会第8回会議の代表総数は752人、過半数は377人となり、李登輝は第1回投票で絶対多数の票を得て当選要件を満たし、第8代総統に当選した。

その翌日（22日）には副総統選挙が行われた。投票総数642票、有効投票数602票のうち、李元簇は602票を獲得（得票率93.77%）した。こちらも当選要件を満たして第8代副総統に当選した³⁵。

おわりに

本稿では、1978年3月の第6回から、1990年3月の第8回までの3回の総統選挙に焦点を当て、その歴史的背景とともに、総統選挙がわずかながらも「台湾の総統選挙」へと向かった経緯について振り返った。

総統選挙の有権者だった第1期国民大会代表は、中華民国の「憲政」と「法統」のシンボルでもあった。「法統」を維持するために、台湾での第1期国民大会代表の改選は見送られた。さらに、総統選挙を定期的実施して、中華民国の「法統」と総統の合法的正統性を守るためには、第1期国民大会代表による国民大会の定期開催が不可欠だった。

臨時条款は、動員戡乱時期においては、憲法と同等の効力を持つものと位置づけられていた。その廃止は困難であり、憲法の改正という選択肢もなかった。ところが、中央民意代表機関の選出ルールの大枠は憲法に規定されていた。それとは異なるかたちで、新たに選挙を行うとなれば、臨時条款の修正で対応する必要がある。台湾では臨時条款の修正をとおして、総統の権限が強化さ

34 以上、若林正文『台湾一分裂国家と民主化』東京大学出版会、1992年、247～249頁。

35 國民大會秘書處編『第一屆國民大會第八次會議實錄』台北、國民大會秘書處、1991年、361～371頁。

れた。それは一方では蒋介石・蔣経国親子の独裁を支えたが、他方では中央民意代表選挙の実施に道を開くことにもつながった。

欠員補充選挙から増加定員選挙へと発展し、改選議席数が拡大する過程で、総統選挙は「台湾での総統選挙」から、ほんのわずかではあったが「台湾の総統選挙」としての色彩を帯びることになった。蔣経国の政治改革なくして、それはありえなかったといえよう。

ただし、そうした流れにも限界があった。松田康博は、蔣経国が1979年1月の米国との断交に際して、ニクソン・ショックの際とは対照的に、

政治改革に後ろ向きだったと指摘している。「米中国交正常化は、台湾にとって政治改革が進んだ1980年代への序章というよりも、むしろニクソン・ショックからの連続であると見た方がよい」のである³⁶。2つの外交危機が同じように作用したわけではなく、米中国交正常化に直面して、蔣経国が民主化に向けてもう一步踏み出すことはなかった。国民党内に増加定員選挙の定員拡大を求める声があったにもかかわらず、である³⁷。総統選挙が真の「台湾の総統選挙」となるには、李登輝の手による本格的な民主化を待たねばならなかったのである。

36 松田康博「米中国交正常化に対する台湾の内部政策決定—情報統制の継続と政治改革の停滞」加茂具樹・飯田将史・神保謙編著『中国改革開放への転換—「1978年」を越えて』慶應義塾出版会、2011年、195頁。

37 同上論文、188～191頁。

*本稿は日本学術振興会科学研究費補助金（研究課題/領域番号 17K03568）および京都女子大学平成31年度学外助成金補助の成果の一部である。